

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和8年3月26日

旭川市長 今津寛介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市愛育センター給食賄材料納入業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市愛育センターにおける給食用パンの納入
年間予定数 1,800個（毎月100個から150個程度）

イ 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市春光2条7丁目2番41号
旭川市子育て支援部愛育センター
電話 0166-51-3059

2 契約の相手方の選定基準

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく福祉関係施設等に該当すること。
- (2) 発注製品を指定日時までに配達可能であり、発注内容の変更にも柔軟に対応ができること。
- (3) 本市が推進している米粉の消費拡大を図るため、米粉パンの納入が可能であること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、社会福祉法人 鷹栖共生会 みらい及び社会福祉法人 あかしあ労働福祉センター授産事業部を指定し、業務履行の可否を確認の上、契約を締結する。